

北名古屋市地球温暖化対策実行計画（改訂版）
（事務事業編）

令和7年度 ～ 令和12年度

令和7年3月
北 名 古 屋 市

目 次

第1章	計画策定の背景	1
第2章	計画策定の趣旨	2
第3章	本計画の基本的事項	3
1	計画の位置づけ	3
2	計画の期間	4
3	計画の範囲	4
第4章	温室効果ガスの排出削減目標及び排出状況	6
1	目標設定の考え方	6
2	温室効果ガスの削減目標	6
3	温室効果ガスの排出状況	6
第5章	目標達成のための具体的な取組	8
第6章	結果の公表及び見直しについて	11
1	結果の公表	11
2	実行計画の見直しについて	11

第1章 計画策定の背景

地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象です。近年、世界中で記録的な猛暑や大雨、干ばつなど極端な気象現象が観測されており、日本でも、豪雨による人的被害、農作物の不足による食糧被害など、私たちの生活に甚大な被害を及ぼしています。地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加と、森林の伐採等による温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収量の減少により引き起こされ、生態系及び人類に悪影響を与えています。

こうした危機感を背景に、国際的な動きとして、平成 27 (2015) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(SDGs) で 17 の目標が定められ、同年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。この協定では、第 2 条に「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」と目的が明記されています。

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)により、すべての市町村が地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられております。さらに、令和 3 (2021) 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガス排出量削減目標を平成 25 (2013) 年度比で 46%削減し、さらには 50%の高みに向け、挑戦を続けていくことが位置づけられました。

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 54 号)が成立し、政府は令和 32 (2050) 年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

The logo for the Sustainable Development Goals (SDGs) features the words "SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS" in a bold, blue, sans-serif font. The letter "O" in "GOALS" is replaced by a circular icon composed of 17 colored segments, each representing one of the 17 goals.

2030 年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

第2章 計画策定の趣旨

計画策定の経緯及び目的

法第 21 条に基づき、市町村は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画を策定するものとされ、併せて同条第 15 項では計画の実施状況を公表しなければならないとされています。

北名古屋市（以下、「本市」という。）では、本市が行う事務及び事業全般に関して、一事業所として温室効果ガス削減目標を定め、削減を図るとともに、各々職員が環境に配慮するための行動を率先して実行し、市民及び事業者への環境保全の自主的な取り組みを促すことを目的として、北名古屋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）を策定します。

*地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

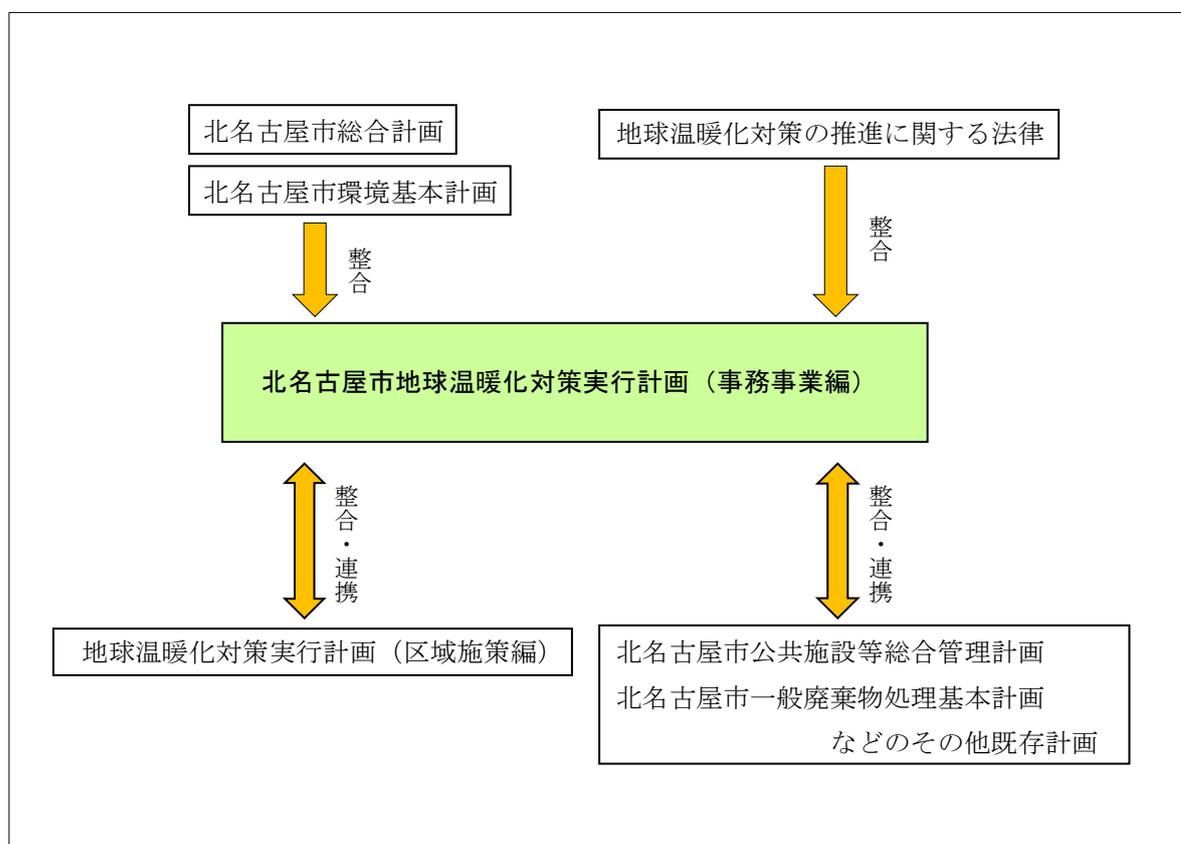
15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第3章 本計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。本市における上位もしくは関連する計画と整合性を図り、長期的・総合的な視点に立って、温室効果ガス削減の具体的行動指針を示します。

地球温暖化防止に本市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度を計画初年度とし、令和 12（2030）年度を目標年度とする 6 年間で計画期間とします。また、長期目標年度を令和 32（2050）年度とし、「2050 年カーボンニュートラル」達成に向け、計画を更新していきます。

なお、本計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

3 計画の範囲

(1) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第 2 条第 3 項で指定する 7 物質を対象とします。

ただし、この 7 物質のうち、本市で主に排出される「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」を温室効果ガス排出量の算出対象とし、「ハイドロフルオロカーボン」、「パーフルオロカーボン」、「六フッ化硫黄」及び「三フッ化水素」については、本市からの排出が極めて微量、かつ、排出量の把握が困難であるため、本計画では温室効果ガス排出量の算出対象外とします。

法が定める温室効果ガスと本計画における算出対象

	温室効果ガス名	主な発生源
算出対象	二酸化炭素 (CO ₂)	自動車等の燃料（ガソリン等）の燃焼、電気、ガスの使用及び廃棄物の焼却など
	メタン (CH ₄)	ガス・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、家畜の飼養、汚水処理及び廃棄物の焼却など
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガス・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、麻酔剤の使用、汚水処理及び廃棄物の焼却など
算出対象外	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用と廃棄及びエアゾール製品の使用など
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガス
	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶基板の洗浄

(2) 温室効果ガス総排出量の算出方法

本計画において対象とする温室効果ガスの総排出量は、1年間の活動量に単位あたりの温室効果ガス排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出し、さらに、温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素を基準に換算したものを合算し、温室効果ガス総排出量を算出します。

なお、算出は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算出手法編）（令和6年4月環境省）」に準拠し行います。

(3) 計画の対象とする事務・事業の種類

本計画の対象は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします（施設の管理運営を委託・指定管理等で行っているものも原則として含む）。

なお、施設の所有権が本市にありますが、温室効果ガスの排出量削減に必要な権限が本市にない場合は、対象から除外しますが、受託者等に対して温室効果ガス排出量削減等の措置を講ずるよう要請します。

また、本市の関係する一部事務組合については、本計画の対象外とします。

第4章 温室効果ガスの排出削減目標及び排出状況

1 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」や県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」などを踏まえ設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

本計画では、基準年度は平成 24 年度（2012 年度）とし、温室効果ガスの削減目標及び目標年度について、以下のとおり決定します。

令和 12（2030）年度【目標年度】に、
平成 24（2012）年度【基準年度】比 46%削減を目標とします。

温室効果ガス排出量基準値及び削減目標数値

(t-CO₂)

	平成 24（2012）年度排出量 【基準年度】	令和 12（2030）年度排出量 【目標年度】
温室効果ガス総排出量	5,201.4	2,808.7

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量の推移と内訳

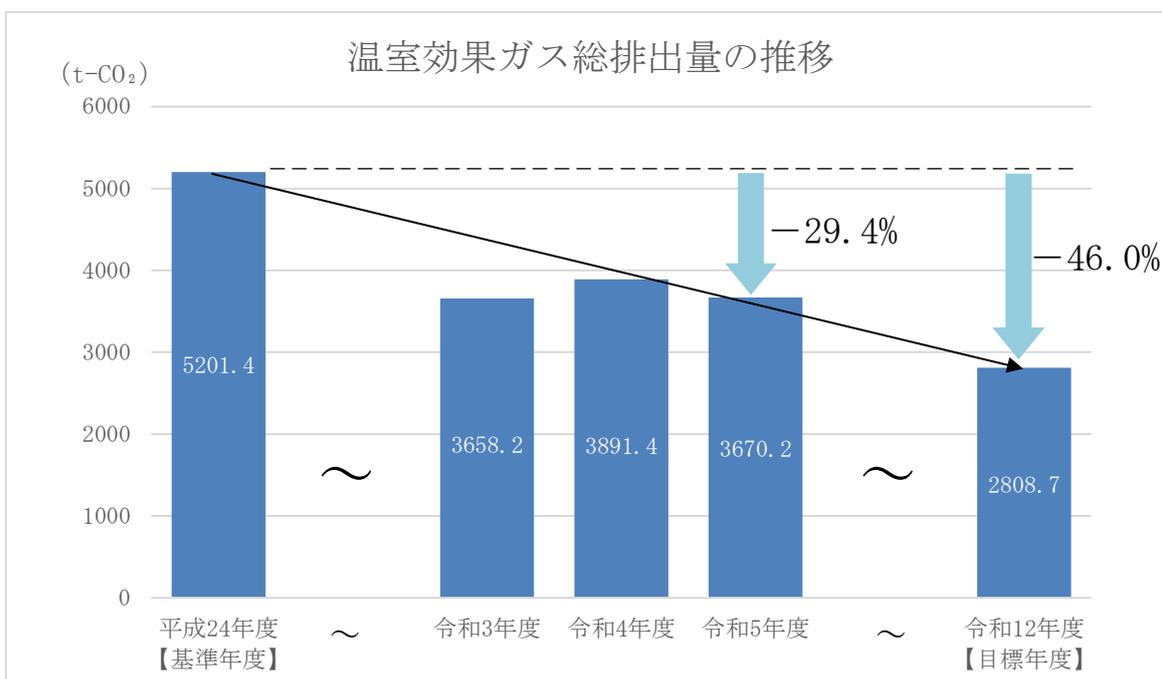
令和 5（2023）年度における温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で 3,670.2 t-CO₂であり、基準年度である平成 24（2012）年度より 29.4%減少しました。

(t-CO₂)

	平成 24 年度 【基準年度】	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 12 年度 【目標年度】
二酸化炭素 (CO ₂)	5,197.6	3,655.0	3,888.3	3,667.3	2,806.7
メタン (CH ₄)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3.6	3.0	2.9	2.8	1.9
合計	5,201.4	3,658.2	3,891.4	3,670.2	2,808.7

※端数処理（四捨五入）をしているため、合計と一致しない場合があります。

目標イメージ



(2) 令和5(2023)年度温室効果ガスの種類別排出割合

温室効果ガスの種類別排出割合をみると、二酸化炭素(CO₂)が、99.9%を占めています。

温室効果ガスの種類	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,667.3	99.92%
メタン (CH ₄)	0.2	0.01%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2.8	0.08%
合計	3,670.2	100%

※端数処理(四捨五入)をしているため、合計と一致しない場合があります。

【二酸化炭素の主な発生源】

自動車等の燃料(ガソリン等)の燃焼、電気・ガスの使用など

第5章 目標達成のための具体的な取組

直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取組み、事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めます。また、間接的に温室効果ガス排出量削減に効果がある省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取組みます。

具体的な温室効果ガスの排出抑制対策の取組みは、次のとおりとします。

温室効果ガス排出抑制対策の具体的な取組

項目	対象	具体的な取組内容
省エネルギーの推進	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない箇所の照明は消灯する。 ・昼休みや始業前等、照明が不要な時間帯は消灯する。 ・ブラインド等にて、採光、遮光を管理し、照明を効率化する。 ・残業時等に照明の間引きを行い必要箇所のみ点灯する。 ・高効率照明（LED照明等）への更新を順次行う。 ・照明自動点滅装置（タイムスケジュール、昼光センサー、人感センサー等）の導入を検討する。
	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラインド等にて、採光、遮光を管理し、空調を効率化する。 ・空調運転の時間管理の徹底を図ると共に、冷房時 28° C（室内温度）を目安に、半袖・ノーネクタイ等の軽装をする「クールビズ」、暖房時 20° C（室内温度）を目安に、上着等の重ね着をする「ウォームビズ」を推進する。ただし、OA機器に影響しないように配慮する。 ・エアコンのフィルター等を定期的に点検・清掃し、性能が低下しないように努める。 ・吹き出し口における適切な風量・風向の調整を行う。 ・緑のカーテンを設置し、室内温度を抑制する。 ・空調設備の更新時に省エネルギー型の導入を検討する。 ・遮熱フィルムの貼り付けを検討する。
	OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の離席時には画面の電源を切る。 ・機械設備の更新時に高効率機器の導入を検討する。 ・設置状況を定期的に確認し、集約化を検討する。
	昇降設備	<ul style="list-style-type: none"> ・節電と健康のため、エレベーターの使用を控え階段を利用する。（トイレや休憩にエレベーターを使用しない。）
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・節電機能を有効活用する。 ・未使用時の電気製品は主電源を切る。 ・最終退庁者は電気機器の電源を切る。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日のノー残業デーを推進する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・温水洗浄便座の電源のオフ及び設定温度の見直しを定期的に行う。 ・事務のデジタル化を進め、ペーパーレス化及び時間外勤務を削減する。 ・職場環境整備を進める。(テレワーク、在宅勤務、WEB会議システム等の導入) ・ガス使用機器の適正使用及び機器の更新時には高性能機器の導入を検討する。 ・業者に自動販売機を設置させる場合は、省エネ型のものを導入させる。 ・自動販売機の休日・夜間照明を停止させる。 ・使用燃料は温室効果ガス排出量が低いものを選択する。
庁舎等の設備	庁舎等の設備の導入、更新	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設での省エネ診断などによる温室効果ガス排出量の削減を進める。 ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備について検討する。 ・ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入を検討する。 ・太陽光発電システム、風力発電設備、水力発電設備、蓄電池等の設備導入を検討する。
	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップに努める。 ・環境に配慮した経済運転に努める。(急発進、急加速、空ぶかし等をしない。) ・タイヤの空気圧の調整を定期的に行う。 ・公共交通機関や相乗りに努める。 ・近距離での公用車利用を自粛し、徒歩又は自転車利用に努める。 ・不要な荷物の積載を抑制する。 ・経済的運行ルートを選択する。 ・カーエアコンの適正利用に努める。 ・公用電気自転車の導入を検討する。 ・電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等、次世代自動車の導入を検討する。 ・燃費の向上を目的に、環境に配慮した添加剤を利用する。
省資源の推進	紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、割付印刷を活用する。 ・個人情報に十分留意して、裏紙の再利用を徹底する。 ・FAXや郵送ではなく、データ送付が可能であれば実行する。 ・文書、資料等の簡素化に努め、併せて作成枚数を必要最小限

		<p>にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等においては、原則として封筒を配布しない。 ・部数を多く作成する場合は、印刷機を利用して作成する。 ・使用済封筒、使用済みファイルの再利用を徹底する。 ・ペーパーレス化の推進と共に、庁内情報システムの有効利用し、データによる共有化を図る。 ・電子決裁の検討を行う。 ・各課に雑紙回収を義務付け、紙類の再資源化を徹底する。
	水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の節水に心掛ける。 ・節水型の機器の導入に努める。 ・水道使用量を月に1回点検し、漏水の有無を確認する。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量を推進するため分別の徹底を図る。 ・備品等を廃棄する前に、必要な課がないか照会をかける。 ・割り箸・紙コップの使用を自粛する。 ・詰め替えやりサイクル可能な文具等の使用を優先する。 ・使い捨て製品の購入を自粛する。 ・事務機器は、修理などにより可能な限り長期使用に努める。 ・物品等の購入には、簡易包装を要請する。 ・イベント開催時には、ごみが最小限となるようにし、分別の徹底を心がける。
環境配慮行動	物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入にあたっては、グリーン購入を推進するとともに、物品の長期使用に努める。特に紙製品について、古紙配合率の高い用紙の購入に努める。 ・再生できる製品、エコマーク等のついた製品を選択する。
	環境配慮契約	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した電力契約を検討する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に積極的に参加する。 ・職員向けの環境配慮行動について周知を行う。

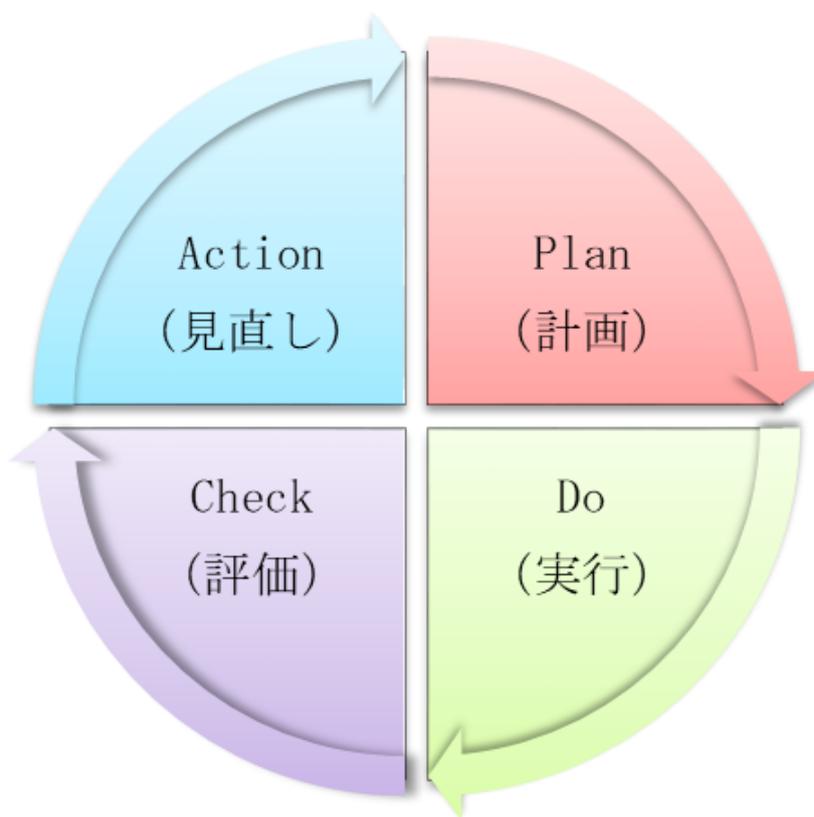
第6章 結果の公表及び見直しについて

1 結果の公表

年に1度、各課の報告を取りまとめ、結果をホームページ等により公表します。公表時に合わせて、温室効果ガス排出量の削減行動について再周知を行い、目標達成を目指します。

2 実行計画の見直しについて

本計画を実行性のあるものとして推進していくために、必要に応じて見直しを行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。継続的に改善を行い、目標達成を目指します。



PDCAサイクル

北名古屋市地球温暖化対策実行計画（改訂版）
（事務事業編）

発 行 北名古屋市
〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地
TEL 0568-22-1111（代表）

編 集 北名古屋市 生活安全部 環境課

発行年月 令和 7 年 3 月